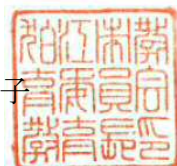


狛江市教育委員会要綱第 18 号

狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会設置要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 14 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会設置要綱

令和8年7月14日
教育委員会要綱第18号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市立中学校においてチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）開設の必要性について検討を行うため、狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の開設の必要性に関する検討を行うこと。
- （2） 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 狛江市立緑野小学校長
 - （2） 狛江市立狛江第一中学校長
 - （3） 狛江市立狛江第二中学校長
 - （4） 狛江市立狛江第三中学校長
 - （5） 狛江市立狛江第四中学校長
 - （6） 学校教育課長
 - （7） 教育支援課長
 - （8） 指導室長
 - （9） 指導室統括指導主事
- 2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほかに委員を任命することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、指導室長を、副委員長には、指導室統括指導主事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。